

秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会 E - メンバーの募集等に関する要領

（平成 22 年 1 月 8 日施行）

（趣旨）

- 1 この要領は、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置要綱（平成 21 年 12 月 4 日施行）第 5 条第 5 項の規定により、公共施設の再配置に関する事等に対し意見を聴く市民モニターの募集等について、必要な事項を定める。

（名称）

- 2 市民モニターの名称は、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会 E - メンバー（以下「E - メンバー」という。）とする。

（要件）

- 3 E - メンバーは、市内に在住、在勤、又は在学する 18 歳以上の者（平成 22 年 4 月 1 日現在において 18 歳となる者を含む。）が応募することができる。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 本市の常勤又は非常勤の一般職又は特別職にある者
- (2) 市税を滞納している者

（職務）

- 4 E - メンバーの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）に提出される資料について、電子メール等による送付を受け、委員会開催日の 2 日前までに電子メール等によりその内容に関する意見を提出すること。
- (2) ホームページ上で公開される委員会の会議結果に関して、電子メール等により意見を提出すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会からの求めに応じ、公共施設の再配置に関して、電子メール等により意見等を提出すること。

（募集方法）

- 5 E - メンバーの募集は、平成 22 年 2 月 1 日（月）から 2 月 26 日（金）までの間、広報及びホームページ等を通じて行うものとし、応募する者は、期間内に秦野市公共施設白書（本編ダイジェスト版）に対する感想文（1,000 字程度）を委員会の事務局に提出するものとする。

（選考手続）

6 E - メンバーは、次の各号に掲げる方法により決定するものとする。

(1) 前項により提出された感想文の内容について、次に掲げる基準に基づき委員会で審査を行い、候補者を決定するものとする。

ア 本市が進める公共施設の再配置に関して、建設的な意見を提案できると認められること。

イ 委員会が意見を求める内容に対し、適切に対応できると認められること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、E - メンバーとしての義務を履行できると認められること。

(2) E - メンバーの決定は、候補者となった者に対する説明会への出席等による本人確認を経て行うものとする。

(定員)

7 E - メンバーの定員は、20名以内とする。ただし、計画検討作業を進めるに当たり委員会が有意義であると認める場合は、予算の範囲内においてこれを増員することができるものとする。

(任命期間)

8 E - メンバーの任命期間は、任命が決定した日から委員会による計画検討期間が終了するまでの間とする。ただし、正当な理由がなく、複数回にわたり意見等を提出しない場合及び次項第1号に掲げる事由に該当する意見を提出した場合は、解任することができる。

(報償)

9 第4項各号に掲げるE - メンバーの職務に対しては、予算の範囲内において報償を支給することができるものとし、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員会の事務局は、提出された意見書等1件（第4項各号に掲げる区分に応じ1回の会議等に対して複数の意見を提出した場合でも、1件とする。）当たり報償ポイント10ポイントをE - メンバーに対して付与するものとする。ただし、意見を求める内容により、意見の提出等に要する労力が大きい場合は、報償ポイントを加算することができるものとする。ただし、次に掲げる事由に該当すると委員会が認める場合は、報償ポイントを付与しないことができる。

ア 公共施設の再配置と関連のない意見等

イ 単に賛否の結果や意見がないことだけを記載した意見等（アンケート

形式で意見を募集する場合を除く。)

ウ 前に掲げるもののほか、検討委員会への市民参加の手法である本制度の趣旨にそぐわない意見等

- (2) 報償を請求できるのは、任命期間終了後の1回限りとし、E-メンバーは、付与された報償ポイントの合計数に応じて、次に掲げる報償を事務局に請求することができるものとする。ただし、任命期間終了前にE-メンバーの職を辞したときは、その時点までに付与された報償ポイント数に応じて、報償を請求することができるものとする。

ア 500円相当の商品券 50ポイントにつき1枚

イ 秦野市地域貢献券の交付等に関する規則(平成19年規則第25号)に定める地域貢献券 20ポイントにつき1枚

- (3) 報償を請求後に残る20ポイント未満の報償ポイントは、これを無効とする。

(補則)

- 10 この要領に定めるもののほか、E-メンバーに関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年1月8日から施行する。